

## 第21節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施

第1項 一般通信施設・電気施設の応急・復旧対策

- 西日本電信電話（株）
- 九州電力（株）

第2項 上水道・下水道施設の応急・復旧対策

- 環境水道班

### 【基本方針】

通信及び電力事業者は、一般通信施設及び電力施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信及び電力供給等の確保を図る。

市は各事業者が実施する災害応急対策について、これらと緊密に連携しつつ情報の共有を図り、市の災害応急対策に資するものとする。

### 第1項 一般通信施設・電気施設の応急・復旧対策

地震・津波災害時における一般通信施設・電気施設に関する対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第22節「一般通信施設・電気施設災害応急対策計画」に準ずる。

### 第2項 上水道・下水道施設の応急・復旧対策

上下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において上下水道施設の機能が損なわれた場合は、日常生活や浸水対策、衛生対策等の面で都市等の機能に重大な影響を与える。そのため市（“環境水道班”）は、災害時において速やかに応急復旧活動を行い、給水、排水機能の維持、飲料水の確保を図る。

地震・津波災害時における上水道・下水道施設に関する対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第23節「上水道・下水道施設災害応急対策計画」に準ずる。